

当補助金等交付事業については、 「補助金等交付事業に係る 市内中小企業者への優先発注」 が適用されます。

本市では、市内企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、「川崎市契約条例」や「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、市内中小企業者の受注機会の増大に努め、優先発注に取り組んでいます。

このたび、新たな取組として、補助事業者等についても補助金等交付事業を実施するにあたり、本市の施策に準じて市内中小企業者への優先発注を行い、市内中小企業者の受注機会の増大に取り組んでいくこととしました。

当補助金等交付事業の市内中小企業者への優先発注の対象及び内容は次の通りです。

対象となる内容

対象となる契約

補助金交付が100万円を超える補助事業等で、1件の契約あたり100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合

発注方法

市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2者以上から見積を徴取する。

【制度の対象の例外】

ただし、次のような場合は、本制度の対象の例外となります。

○ 工事請負・物品の購入・業務委託以外の発注
(家賃、交通費、利子等の支出)

○ 特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする工事や特殊な物品の調達で購入先が限定される等、市内中小企業者では対応できない発注

○ 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある契約

○ 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの

(例: 施工は市内中小企業者でも可能だが、仕様に定める保証等に市内中小企業者が対応できない場合など)

○ WTO(政府調達協定)対象に相当する案件

※WTO(政府調達協定)対象に相当する案件は、川崎市発注においては地域区分を設定しないことから、市に準じた措置を講ずる市内中小企業者への優先発注の例外として取扱いますが、補助事業者が民間事業者であることを鑑み、WTO対象に相当する案件であっても、補助事業者自身が発注に際して、優先発注の規定を設けて対応していただいても構いません。

市内中小企業者の確認

1 見積もりを徴取する事業者が川崎市競争入札参加資格名簿に登録（業者登録）があるか聞き取りで確認する。

- ①「ある」と回答した場合は、次の「2」により登録を確認する。
- ②「ない」と回答した場合は、要綱に定めた「誓約書」の提出を求める。

※市内中小企業者への優先発注の制度の対象外となる場合や、例外にあたって、市内中小企業者以外に見積り依頼する場合は、名簿確認・誓約書提出による確認作業は不要。

2 見積り依頼業者の「市内中小企業者」であることの確認や、登録業者名簿から見積り依頼業者を探す場合には、川崎市のホームページに掲載されている名簿で確認する。

確認方法は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「川崎市競争入札参加資格名簿」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/category/253-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)のページで登録を確認する。

<確認箇所>

| 商号または名称 | 所在地 | 希望種目 | | | |
|---|---------------------------------|------|-----|--|--|
| 資本金(千円) ランク 0000001 市内 中小企業 | 電話番号 FAX番号 川崎市川崎区川崎町1番地 | *** | *** | | |
| 株式会社 かわさき | 044-200-**** 044-200-**** | | | | |
| 10,000 A | | | | | |

3 名簿を確認し、

- ①名簿に「市内 中小企業」で登録があれば確認完了。
その後、見積り依頼をする際の「誓約書」の提出は不要。
- ②名簿に登録がない場合に、当該「市内中小企業者」に見積り依頼をする際は、「誓約書」の提出を求める。
ただし、当該補助事業者に対して年度内に1度でも提出している場合は提出不要（変更がある場合は除く）。

提出書類

該当する契約案件がある場合（例外も含む）に下記のものを提出してください。

1 「発注実績報告書」

2 市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、「結果の分かる書類の写し」（各要綱の定めに従ってください。例：見積書の写し）

また、制度の対象の例外にあたるような、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合には、

3 「入札（見積り）が行えないことに係る理由書」をさらに提出してください。

問い合わせ先：川崎市健康福祉局長寿社会部 高齢者事業推進課 計画推進係
TEL 044-200-2652